

仕様書

1 業務名

可搬式映像射撃シミュレータ装置の賃貸借

2 適用範囲

本仕様書は、可搬式映像射撃シミュレータ装置で使用するハードウェア、ソフトウェア、その他の物品（以下「機器等」という。）について適用する。

3 賃貸借期間

令和9年1月1日から令和13年12月31日まで

4 質疑等について

- (1) 本仕様書に関する事前の確認及び内容についての質疑は、書面により行うこと。
- (2) 質疑等の内容及び回答については、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した全ての業者に配付する。ただし、警察活動又は警察情報システムの情報セキュリティを侵害するおそれがある事項については、その旨のみを回答し、質疑は受け付けない。

5 入札参加者に関する事項

- (1) 入札参加者は、本仕様書に基づいて概要設計を実施し、積算の上、機器等構成を決定すること。
なお、本仕様書に明記されていない場合でも、機器等を動作させるために必要となるものについては、これを機器等構成に含めること。
- (2) 機器等構成には、機器等に関する納入、調整、セキュリティパッチの適用等、全ての作業に要する費用及び保守に関する費用を含めること。
- (3) 決定した機器等構成に基づいて、機器等構成表及び実施作業表を作成して一般競争入札参加資格確認申請書提出時に総務部会計課（以下「会計課」という。）に提出し、警務部教養課担当者（以下「担当者」という。）の確認を受け、指摘を受けた部分は是正すること。
- (4) サプライチェーン・リスクを考慮し、機器等の製造工程において意図しない変更が加えられないよう、次の適切な措置が執られており、当該措置を継続的に実施していること。
 - 機器等の製造工程の履歴に関する記録を含む製造工程の管理体制が適切に整備されていること。
 - 機器等は不正な変更が加えられないように製造者等が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備された機器であること。
 - 機器等の設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程について、不正な変更が行われないことを保証する管理が一貫した品質保証体制の下でなされていること。機器に不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等により原因を調査し、

排除できる体制を整備している生産工程による製品であること。

○ 機器等を構成する要素（ソフトウェア及びハードウェア）に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制が確立していること。

○ 入札参加者が採用した機器等について、不正な変更が加えられていないことを検査する体制が入札参加者において確立していること。

(5) 入札参加者は、決定した機器等について、担当者からサプライチェーン・リスクの懸念が払拭できないとの指摘を受けた場合は、機器等の見直しを行うこと。

(6) 入札参加者は、第三者による情報セキュリティ管理体制等の認定を受け、次のいずれか又は同等以上のものを取得済みで、契約期間中も取得していること。

○ I SMS 認証

○ P マーク

なお、前記の事項を証明する書類（写し）を一般競争入札参加資格確認申請書提出時に会計課に提出し、担当者の確認を受けること。

6 業務内容

(1) 調達機器の数量

可搬式映像射撃シミュレータ装置 1 式

(2) 機器構成及び仕様

別紙のとおりとし、映像射撃訓練を円滑に実施できる性能を有する機器を納入すること。

(3) 納入

ア 受注者は、賃貸借期間開始日までに使用できる状態で、教養課術科指導室へ納入すること。

イ 受注者は、機器等の納入作業に当たり、作業責任者及び作業員（以下「作業責任者等」という。）を事前に担当者に報告し、承認を受けること。

ウ 受注者及び作業責任者等は、京都府警察が定めるセキュリティに係る誓約書と作業員名簿を契約締結後速やかに提出すること。

エ 受注者は、納入時に次の図書等を紙媒体で納入すること。

(ア) 完成図書（詳細は受注決定後に協議の上、決定する。）

・ 納入物一覧表（1 部）

・ 機器等に係る設定内容、操作方法、トラブル対応についての説明書（1 部）

(イ) その他、別途担当者が指示する文書

オ 乙は、機器等の納入に当たって発生した廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）」に基づいて適正に処分すること。

(4) 保守

ア 受注者は、機器等が正常に動作すよう年 1 回点検及び整備を行うこと。

イ 受注者は、機器等に障害が発生した場合は、迅速に復旧すること。また、復旧に時間を要する場合は、代替機器等を用いて復旧すること。

ウ 受注者は、必要に応じてレーザー弾用の電池を補充又は交換すること。

エ 保守対応は、京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第 4 号）に規定さ

れる府の休日を除く、午前9時から午後5時45分までとする。

(5) 撤去

ア 受注者は、賃貸借期間満了後、機器等を撤去すること。

イ 受注者は、賃貸借期間満了又は故障等により、機器等を撤去又は交換する際、当該機器等に記録されたデータを消去し、担当者に消去完了報告書を提出すること。

なお、京都府警察にハードディスク等のデータ記録装置を提出する場合は、京都府警察が当該データ記録装置を物理的に破壊し、破壊した状態で返還するものとし、返還に必要となる費用は受注者の負担とする。

(6) その他

ア セキュリティ管理に関して、受注者及び作業担当者（本仕様書に基づき作業を行う担当者全員。）は、契約締結後速やかに京都府警察が定める誓約書を提出すること。

なお、作業担当者に変更があった場合には、その都度誓約書を提出すること。

イ 本仕様書に記載のない事項であっても、本業務に必要な事項については、これを省略してはならない。

7 情報セキュリティの確保に関する特記事項

(1) 保護すべき情報の範囲

ア 受注者は、本件業務の実施のために、担当者が提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、この特記事項に定めるところにより、万全を期さなければならない。

イ 保護すべき情報の範囲は次のとおりとすること。

(ア) 担当者が部外秘の指定をした事項に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）

(イ) 担当者が部外秘の指定をした事項に属する物件

(ウ) (ア)又は(イ)を基に、受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、担当者が指定したもの

(エ) 前各号について推知し得る情報

(2) 再委託の禁止

ア 受注者は、本契約の全部又は一部を第三者に再委託してはならないものとする。

ただし、やむを得ず再委託を行う場合は、その再委託先、契約内容等を記した書面を添え、担当者の承認を得ること。

イ アのただし書により再委託を行う場合、受注者は受注者と再委託先との間で締結する契約において、本特記事項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。本特記事項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定められない場合は、再委託の承認を取り消すものとする。

ウ アのただし書により再委託を行う場合、再委託先その他本契約の履行に係る作業に従事する受注者以外の事業者（以下「再委託先等」という。）における情報セキュリティの確保について、受注者は本特記事項に従い、必要な通知、申請、確認等

を行うこと。

(3) 情報セキュリティ確保のための体制等の整備

ア 受注者は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

イ 受注者は、受注者の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、契約締結後速やかに担当者に通知しなければならない。

ウ 受注者は、保護すべき情報に接する者（受注者及び再委託先等における派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴取するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を契約締結後速やかに担当者に通知しなければならない。

なお、担当者の承認を受けて、作業責任者等から提出させる6の(3)のウで定める誓約書を情報セキュリティの確保に関する誓約書に代えることができるものとする。

エ 受注者及び取扱者は、担当者から本人確認を行うため身分証明書等の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。

オ 受注者は、機器等の調達についてサプライチェーンにおける担当者の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理体制を証明する書類を担当者に提出しなければならない。

カ オの意図しない変更、機密情報の窃取等の不正が見つかったときに、担当者と連携して追跡調査や立ち入り検査等により原因を調査し、必要な措置を講じなければならない。

(4) 守秘義務

ア 受注者は、保護すべき情報を本契約の契約期間中のほか、本契約満了後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

イ 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

ウ 受注者又は再委託先等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、受注者は、あらかじめ書面により担当者に申請し許可を得なければならない。

(5) 業務管理

ア 受注者は、本契約に基づき、担当者が受注者に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び担当者が受注者に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、受注者は、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について担当者に対し一切の責任を負うものとする。

イ 受注者は、指定する場所において個別の業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報、業務資料等は適正に管理するものとする。また、担当者の承諾なくしては、その場所から物品、業務情報又は業務資料等を持ち出してはならないものとする。

ウ 受注者は、業務情報及び業務資料を、本契約の履行又は担当者の指定した目的以

外に使用してはならない。

エ 受注者は、業務情報について、本契約が満了したとき又は担当者から廃棄を求められたときは、これを直ちに担当者が認める方法により廃棄するものとする。

オ 受注者は、業務情報及び業務資料を、担当者の承諾なくしては、方法のいかんにかかわらず複製・複写してはならない。

カ 受注者は、業務資料について、本契約が満了したとき又は担当者から返還を求められたときは、これを直ちに返還するものとする。

(6) 脆弱性対策等の実施

ア 受注者は、本件業務を実施するに当たり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

イ 受注者は、情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染等の脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

(7) 情報セキュリティの対策の履行状況の確認

ア 受注者は、契約締結後速やかに、本仕様書が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について担当者に報告し、承認を得るものとする。

イ 情報セキュリティ対策履行状況の報告方式については、契約締結後に担当者が指示する。

ウ 受注者は、再委託先等における情報セキュリティ対策履行状況についても、受注者に準じた確認を行い、その結果を担当者に対して報告し、承認を得るものとする。

エ 担当者は、その確認結果が十分でないと認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。

オ 受注者は、前項の規定により、担当者から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

(8) 情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置

ア 受注者は、受注者の従業員、再委託先等の故意又は過失により、次の情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「情報セキュリティ事故」という。）が発生したときには、受注者として京都府警察に対し一切の責任を負うものとする。

(ア) 保護すべき情報のほか、本契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合

(イ) 保護すべき情報のほか、本契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合

(ウ) 保護すべき情報を取り扱う又は取り扱ったことのある電子計算機若しくは外部記録媒体に不正プログラムの感染等が認められた場合

(エ) その他契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑いがある場合

イ 受注者は、本件業務の履行に際し、情報セキュリティ事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を担当者に報告しなければならない。

ウ 京都府警察は、情報セキュリティ事故が発生した場合、必要に応じ受注者に対し

調査を実施することとし、受注者は、京都府警察が行う当該調査について、全面的に協力を行うものとする。

エ 情報セキュリティ事故が再委託先等において発生した場合、受注者は、京都府警察が当該再委託先等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。

オ 受注者は、情報セキュリティ事故の損害、影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約満了時まで保存し、担当者の求めに応じて提出するものとする。

カ 情報セキュリティ事故が受注者の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については、受注者の負担とする。

キ 前項の規定は、京都府警察本部の損害賠償請求権を制限するものではない。

ク 受注者は、事故の拡大防止及び再発の防止に関する措置について、担当者に報告しなければならない。

ケ 受注者は、前項の措置の実施状況について、担当者の求めに応じて報告するものとし、京都府警察は、その実施状況が十分でないと認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。

コ 受注者は、前項の規定により、京都府警察から求めがあったときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

(9) 情報セキュリティ監査

ア 京都府警察は、必要に応じて受注者に対し情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施に当たり、京都府警察の指名する職員を受注者の事業所その他関係先に派遣することができる。

イ 受注者は、京都府警察が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、京都府警察の求めに応じ、必要な協力（京都府警察の指名する職員による受注者の事業所その他の関係先への立ち入り、関係者への面会、関係書類の閲覧、監査証拠の提出等）をしなければならない。

ウ 京都府警察が再委託先等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、受注者は、当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。

エ 受注者は、自ら内部監査、外部監査及び情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を担当者に報告することとする。

オ 京都府警察は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分に満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。

カ 受注者は、前項の規定により、京都府警察から求めがあったときは、速やかにその是正のための必要な措置を講じなければならない。

○ 可搬式映像射撃シミュレータ装置機器構成

1 本体装置（1式）

項目	仕様	
プロジェクター	光出力	3,500ルーメン以上
	投影画面サイズ	100インチのスクリーンに投影できること。（アスペクト比16：9）
	スピーカー	出力10W以上、モノラル又はステレオスピーカー
	電源	交流 100V $\pm$ 10%、50/60Hz $\pm$ 1Hz
制御用端末	性能	映像射撃訓練を、円滑に実施できる性能を有すること。
	着弾位置検出精度	$\pm$ 10ミリメートル以下
	映像シナリオ	警察庁監修平成15年度版、平成18年度版、平成25年度版及び令和元年度版。ただし、その他の警察庁監修シナリオを追加で搭載することを妨げない。
	OS	macOS Monterey 相当品以上
	CPU	周波数可変8コアM1 相当品以上
	メモリ	8GB 以上
	SSD	256GB 以上
	電源	交流 100V $\pm$ 10%、50/60Hz $\pm$ 1Hz
	USB機器の接続	外部のUSB機器が接続できないように、物理的又は技術的措置を行うこと。方法等については、あらかじめ担当者と協議すること。
延長電源コード	長さ	3メートル以上
	コンセント差込口	3口以上

2 操作用端末（1台）

項目	仕様	
タブレット型端末	性能	映像射撃訓練を、円滑に実施できる性能を有すること。
	認証	ログイン時に、6桁以上の英数字を入力するパスワード認証が行えるとともに、甲がパスワードを任意に変更できること。
	内蔵データの暗号化	総務省及び経済産業省が策定した「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載されている

		暗号技術を使用した暗号化を行うこと。
	制御用端末との接続	W i - F i 等のケーブルレスとし、通信傍受されないようセキュリティ対策機能を備えること。
	O S	i P a d O S / A n d r o i d 相当品以上
	C P U	A p p l e A 13 / C o r t e x A 9 相当品以上
	記録容量	3 2 G B 以上
	ディスプレイ	10. 2 インチ以上
	電源	交流 100 V ± 10 %、50 / 60 H z ± 1 H z
	充電器	タブレットに適合する充電器を付属すること。

3 レーザー弾（12個以上）

項目	仕様	
レーザー弾	個数内訳	回転式拳銃用10個以上 自動式拳銃用 2 個以上
	電源	レーザー弾に内蔵する電池式
	ケース	レーザー弾を収納できるもの

4 スクリーン（1台）

項目	仕様	
スクリーン	投影サイズ	100インチ（アスペクト比16：9、ワイド対応）
	設置及び収納	自立ができる、巻上式であること。
	ケース	スクリーンが収納できる専用ケースが付属又はケース一体型であること。
	重量	ケースを含め20キログラム以下であること。

5 収納ケース（1個）

項目	仕様	
収納ケース	ケース	スクリーン以外の全ての機器等を収納することができ、小型で衝撃に強く、搬送が容易であること。
	重量	スクリーン以外の全ての機器等を収納した状態で、25キログラム以下であること。

○ 仕様

- (1) 操作用端末を操作することにより、任意に選択した訓練シナリオ動画をプロジェクターからスクリーンに投影するとともに、レーザー弾を使用した訓練が可能であること。
- (2) 訓練シナリオ動画の再生、一時停止及び停止が可能なこと。
- (3) 着弾地点を検出し、素早く着弾マークをスクリーンに表示する機能を有すること。

また、命中結果を操作用端末及びスクリーンに表示できること。

- (4) 着弾時、即座に発砲音が発生する機能を有すること。
- (5) レーザー弾による着弾位置が、実弾射撃した場合の着弾位置に自動補正する機能を有すること。
- (6) 警察庁が監修した訓練シナリオを搭載していること。また、今後、警察庁が新規にシナリオを作成した場合は、使用できるように対応すること。
- (7) 訓練で使用する弾数を任意に設定できること。
- (8) あらかじめ訓練シナリオに設定されている射撃可能時間（射撃チャンス）開始時から、レーザー弾が着弾するまでの時間が測定できる機能を有すること。
- (9) あらかじめ訓練シナリオに設定されている射撃可能シーンのみ、再生できる機能を有すること。また、射撃したときに、当該射撃が射撃可能時間内（射撃チャンス内）であったか、又は射撃可能時間外であったかを操作用端末に表示することができること。
- (10) 2人以上の訓練員が同時に訓練を実施することが可能であり、それぞれのレーザー弾の着弾色を異なるものとするなど、それぞれの訓練員の着弾識別が可能である機能を有すること。
- (11) 天井照明を点灯した室内でも訓練が可能であること。
- (12) プロジェクターは、スクリーン正面中央から約1メートル以内の距離に設置して投影可能であること。
- (13) プロジェクター調整及び着弾検出調整は、操作用端末から自動調整できる機能を有すること。
- (14) 操作用端末と本体の接続は、ケーブルレスとし、通信傍受されないようセキュリティ対策機能を備えること。
- (15) 訓練を行う場合は、操作用端末から全ての操作が可能であること。
- (16) レーザー弾の電池切れを確認できる機能を有すること。
- (17) 真上に威嚇射撃を行った場合、威嚇射撃を行ったことを自動判定、又は操作用端末を操作することにより、その判定ができる機能を有すること。
- (18) 機器等は可搬式であり、搬送、設置、訓練までの実施が容易に行うことができるものであること。